

令和 2 年度

川内大綱引補助金

評価表

NO.

53

所管部課名	観光・シティセールス課		担当者	内田 一樹				
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和2年度 予算額	10,000 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	10,000 千円	千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	川内大綱引の参加者数			約3,000人	令和7年度			
成果指標②	川内大綱引の観客数			約60,000人	令和7年度			
補助対象者	川内大綱引保存会							
補助対象経費	(1) 事務局の運営に要する経費 (2) 綱引に係る機械器具等の購入及び設置に係る経費 (3) 観覧席及び照明等の設置に要する経費 (4) 宣伝費 (5) 前各号に掲げるもののほか、川内大綱引の開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	川内大綱引事業							
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	川内大綱引補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助を 受ける 事業 (団体) 等の 決算 状況	収入	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
		自己資金	8,913,675	45.5%	9,274,344	47.7%	9,981,569	46.7%
		会費収入	751,000	3.8%	730,000	3.8%	768,000	3.6%
		事業収入	8,162,675	41.6%	8,544,344	44.0%	9,213,569	43.2%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	10,000,000	51.0%	10,000,000	51.4%	11,000,000	51.5%
		(前年度繰越金)	685,843	3.5%	165,836	0.9%	370,598	1.7%
	計	19,599,518	100.0%	19,440,180	100.0%	21,352,167	100.0%	
	支出	事業費	19,433,682	99.2%	19,069,582	98.1%	20,549,232	96.2%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	165,836	0.8%	370,598	1.9%	802,935	3.8%
計		19,599,518	100.0%	19,440,180	100.0%	21,352,167	100.0%	
支出計/前年度支出計				99.2%		109.8%		
自己資金/前年度自己資金				104.0%		107.6%		
翌年度繰越金/市補助金		1.7%		3.7%		7.3%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		3,000		3,000		3,000		
成果指標の推移②		57,000		67,000		57,000		
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」 【事業のPR方法】メディア回り（福岡・鹿児島）、SNS（フェイスブック、ツイッター）、保存会HP、ポスター・チラシなど様々な媒体を通してPRしている。 【費用対効果】市内外から多くの観光客が来訪し地域活性化に貢献している。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】更なる自主財源獲得に努めるよう求めている。							

川内大綱引補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成 24 年薩摩川内市告示第 204 号）第 2 条の表に掲げる川内大綱引補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 川内大綱引補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、地域文化芸能の振興、商工観光の振興及び青少年の健全育成に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第 3 条 川内大綱引補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第 4 条 川内大綱引補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 事務局の運営に要する経費
- (2) 綱引に係る機械器具等の購入及び設置に係る経費
- (3) 観覧席及び照明等の設置に要する経費
- (4) 宣伝費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、川内大綱引の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第 5 条 川内大綱引補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 6 月 30 日とする。

(交付の基準)

第 6 条 川内大綱引補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内大綱引補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 川内大綱引補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第 8 条 川内大綱引補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 川内大綱引の参加者数
(2) 川内大綱引の観客数
(3) 川内大綱引保存会の活動状況
(補助事業者等の責務)

第 9 条 川内大綱引補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。